

平成12年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成13年12月

環 境 省

平成12年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計86自治体からの報告に基づき、平成12年1月15日の法施行から平成13年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による自主測定結果報告状況
- （ ）土壤汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況

に関する部分をまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本編においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成13年12月

環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室

環境省環境管理局水環境部水環境管理課

環境省環境管理局水環境部土壤環境課

目 次

. 特定施設の届出状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		3
. 設置者による自主測定結果報告状況		4
. 土壌汚染対策の状況		5
. 都道府県・政令市における条例制定状況		5
表 - 1	大気基準適用施設の届出施設数（全国）	6
表 - 2	水質基準対象施設の届出施設数（全国）	7
表 - 3	大気基準適用施設の届出状況（届出内容別 - 全国）	8
表 - 4	水質基準対象施設の届出状況（届出内容別・総括 - 全国）	9
表 - 5	"（届出内容別・法 - 全国）	10
表 - 6	"（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）	11
表 - 7	大気基準適用施設の届出状況（届出内容別 - 都道府県・政令市別）	12
表 - 8	水質基準対象施設の届出状況（届出内容別・法 - 都道府県・政令市別）	15
表 - 9	"（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 都道府県・政令市別）	17
表 - 1	報告及び立入検査件数（大気関係・水質関係 - 全国）	18
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	18
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	19
表 - 1	大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）	20
表 - 2	水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）	21
表 - 3	大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	22
表 - 4	水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	23
表 - 5	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（全国）	24
表 - 6	自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（全国）	24
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）	24
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況（全国）	25

． 特定施設の届出状況

1.1 特定施設の届出施設数（表 - 1～2）

表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）等がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成13年3月31日において、大気基準適用施設数は19,688、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,255である。事業場数は、大気関係が15,390、水質関係が2,384である。

1.2 特定施設の届出状況（表 - 3～6）

（1）大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。

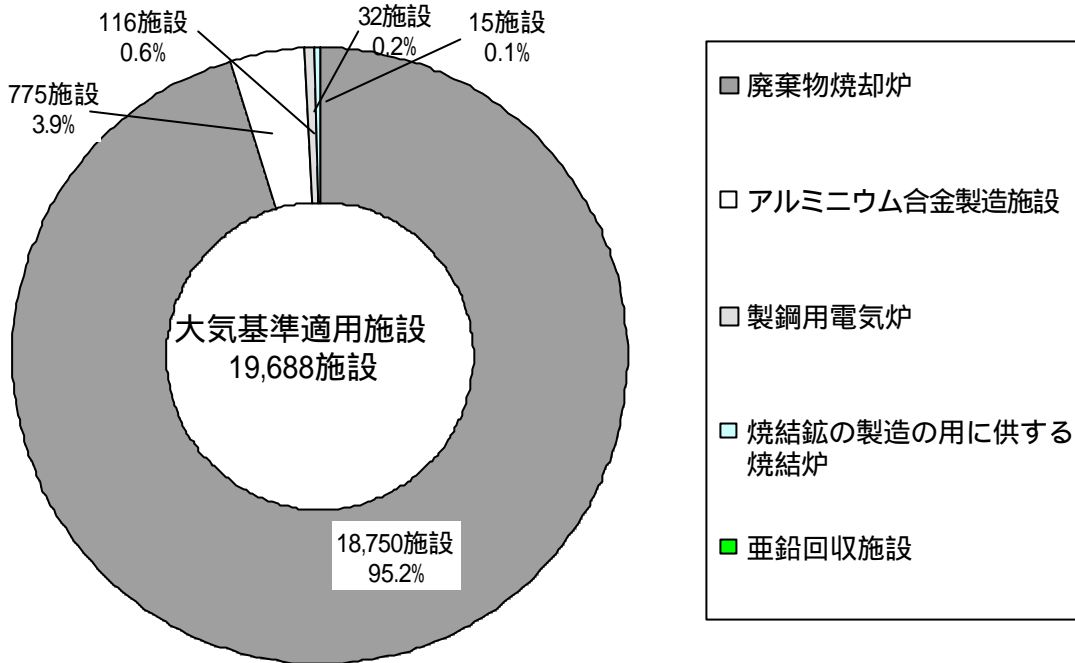
平成12年3月31日現在の施設数	22,610
平成12年度	
設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	694
使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注1)}	4,846
規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注2)} } [廃止等]	8,462
使用廃止届出 (法第18条)	
平成13年3月31日現在の施設数 (事業場数)	19,688 (15,390)

（注1）既設の未届施設で、平成12年度に新たに届出がなされたもの。

（注2）法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く18,750施設であり、全体の95.2%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設775施設、製鋼用電気炉116施設となっている。

大気基準適用施設の種類別割合



(2) 水質基準対象施設

表 - 4 ~ 6 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可を含む。以下、水質基準対象施設について同じ）の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。^{注3)}

平成12年3月31日現在の施設数	3,804
平成12年度	
設置届出・設置許可 [新設(法第12条第1項・瀬戸内海法第5条第1項)]	132
使用届出 ^{注4)} [既設(法第13条第1項・瀬戸内海法第7条第2項)]	601
規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注5)} (法第14条第1項・瀬戸内海法第8条第1項) 使用廃止届出(法第18条、瀬戸内海法第9条) } [廃止等]	282
平成13年3月31日現在の施設数(事業場数)	4,255 (2,384)

(注3) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

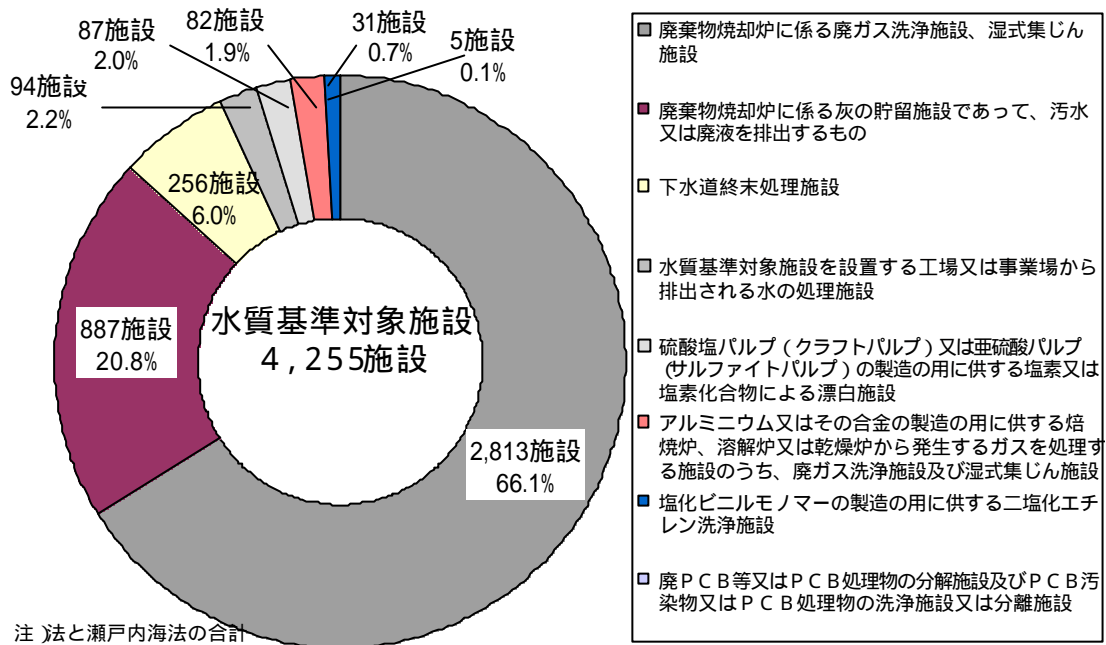
(注4) 既設の未届施設で、平成12年度に新たに届出がなされたもの。

(注5) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設数、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設数。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗

浄施設と湿式集じん施設が2,813施設、灰の貯留施設が887施設であり、合わせて、全体の87.0%を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）256施設となっている。

水質基準対象施設の種別割合^{注)}



1.3 都道府県、政令市別の特定施設の届出状況（表 - 7 ~ 9）

表 - 7 に大気基準適用施設、表 - 8 ~ 9 に水質基準対象施設に係る届出の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下、同じ。）

・ 特定施設に係る規制事務実施状況

表 - 1 ~ 2 に報告及び立入検査件数と命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。^{注6)}

法施行（平成12年1月15日）から平成13年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係18,894件及び水質関係2,253件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係15,598件（口頭指導9,076件、文書指導6,522件）

及び水質関係 887 件（口頭指導 747 件、文書指導 140 件）であった。

また、都道府県・政令市による測定（法第 34 条第 1 項）及び設置者による自主測定（法第 28 条第 1 項）の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設 27 件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）1 件であり、うち、2 件は法第 22 条第 1 項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令 1 件及び一時停止命令 1 件）が執られている。なお、罰則適用事例はなかった。

（注 6）表 - 3 に計上した排出基準超過に対する命令、指導件数は、表 - 2 の命令、指導件数と重複している。

・設置者による自主測定結果報告状況

3.1 自主測定結果の報告状況（表 - 1～2）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第 28 条第 1 項に基づき、毎年 1 回以上、排出ガス及び排水（廃棄物焼却炉では、同条第 2 項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第 3 項に基づき、その結果を都道府県知事又は政令市の長に報告しなければならないとされている。

この設置者による自主測定について、表 - 1 は大気基準適用施設、表 - 2 は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。これによると、法施行（平成 12 年 1 月 15 日）から平成 13 年 3 月 31 日までの間に、全国で、大気基準適用施設の排出ガス測定結果 13,637 件及び水質基準適用事業場の排水測定結果 840 件の報告がなされている。

3.2 都道府県、政令市別の自主測定結果の報告状況等（表 - 3～4）

表 - 3 に大気基準適用施設、表 - 4 に水質基準適用事業場における自主測定結果の報告状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 自主測定結果未報告及び排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 5～6）

表 - 5 に自主測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況、表 - 6 に自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

自主測定結果報告がない又は自主測定で排出基準を超過した施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導、報告徴収等の措置が執られた。

． 土壌汚染対策の状況

法施行（平成 12 年 1 月 15 日）から平成 13 年 3 月 31 日までの間に、全国で法第 29 条第 1 項に基づく土壌汚染対策地域の指定及び法第 31 条第 1 項に基づく土壌汚染対策計画の策定はなかった（表 - 1）。

． 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成 13 年 3 月 31 日現在、法第 8 条第 3 項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている自治体はなかった。なお、5 自治体（埼玉県・東京都・三重県・川崎市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、自治体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表 - 1 大気基準適用施設の届出施設数（全国）

大気基準適用施設		平成13年3月31日現在		【参考】 平成12年3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数 ^{注1)}	届出施設数	
焼結鋳の製造の用に供する 焼結炉		14	32	31
製鋼用電気炉		71	116	113
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉、乾燥炉)		7	15	15
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		227	775	647
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h 以上	-	1,070	1,002
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	-	1,668	1,425
	2 t/h 未満 ^{注2)}	-	16,012	19,377
	小計	15,071	18,750	21,804
合計		15,390	19,688	22,610

注1) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上

表 - 2 水質基準対象施設の届出施設数（全国）^{注1)}

水質基準対象施設	平成13年3月31日現在		【参考】 平成12年 3月31日 現在 届出施設数
	^{注2)} 特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	37	87	73
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	7	31	34
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	45	82	71
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,813	2,506
	灰の貯留施設	887	779
	小計	3,700	3,285
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	5	2
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	227	256	246
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	35	94	93
合計	2,384	4,255	3,804

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可等を合わせた施設数

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出状況（届出内容別 - 全国）

大気基準適用施設		平成12年3月 31日現在の施 設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d) 1	平成13年3月 31日現在の施 設数(a+b+c-d)	平成13年3月 31日現在の特 定事業場数 2
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31	0	1	0	32	14
製鋼用電気炉		113	1	9	7	116	71
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	0	7	7
	焼結炉	1	0	0	0	1	
	溶鉱炉	2	0	0	0	2	
	溶解炉	3	0	0	0	3	
	乾燥炉	2	1	0	1	2	
	小計	15	1	0	1	15	
アルミニウム合金製造施設	焙焼炉	15	0	1	0	16	227
	溶解炉	588	19	130	33	704	
	乾燥炉	44	4	8	1	55	
	小計	647	23	139	34	775	
廃棄物焼却炉	焼却能力4 t/h以上	1,002	41	49	22	1,070	15,071
	焼却能力 2 t/h以上～4 t/h未満	1,425	55	219	31	1,668	
	焼却能力 2 t/h未満 3	19,377	573	4,429	8,367	16,012	
	小計	21,804	669	4,697	8,420	18,750	
特定施設数 総計		22,610	694	4,846	8,462	19,688	15,390

1 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。

2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を代表する業種に相当する特定施設の欄に計上した。

3 焼却能力が50 kg/以上又は火床面積が0.5 m²以上

表 - 4 水質基準対象施設の届出状況（届出内容別・総括 - 全国）

水質基準対象施設	平成12年3月31日現在の施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d) 2	平成13年3月31日現在の施設数(a+b+c-d)	平成13年3月31日現在の特定事業場数 3	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	73	0	15	1	87	37	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	34	0	0	3	31	7	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	71	3	14	6	82	45	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,506	86	435	214	2,813	2,029
	灰の貯留施設	779	32	123	47	887	
	小計	3,285	118	558	261	3,700	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	2	3	0	0	5	4	
下水道終末処理施設	246	3	11	4	256	227	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	93	5	3	7	94	35	
特定施設数 総計	3,804	132	601	282	4,255	2,384	

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等を総括してとりまとめたものである。
- 2 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 3 一つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 水質基準対象施設の届出状況（届出内容別・法 - 全国）

水質基準対象施設	平成12年3月31日現在の施設数(a)	新設(b)	既設 (c)	廃止等(d) 2	平成13年3月31日現在の施設数(a+b+c-d)	平成13年3月31日現在の特定事業場数 3
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	63	0	15	1	77	33
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	17	3
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	67	3	14	6	78	42
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,291	82	414	199	2,588
	灰の貯留施設	745	32	115	44	848
	小計	3,036	114	529	243	3,436
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	2	3	0	0	5	4
下水道終末処理施設	246	3	11	4	256	227
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	80	5	1	7	79	27
特定施設数 総計	3,511	128	570	261	3,948	2,243

- 1 瀬戸内海環境保特別措置法による許可等は含まない。
- 2 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 3 一つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 水質基準対象施設の届出状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）

水質基準対象施設	平成12年3月31日現在の施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d) 2	平成13年3月31日現在の施設数(a+b+c-d)	平成13年3月31日現在の特定事業場数 3
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	0	0	0	10	4
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	3	14	4
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	0	4	3
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	215	4	21	15	225
	灰の貯留施設	34	0	8	3	39
	小計	249	4	29	18	264
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設	0	0	0	0	0	0
水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	13	0	2	0	15	8
特定施設数 総計	293	4	31	21	307	141

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出は含まない。
- 2 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 3 一つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 7 (2) 大気基準適用施設の届出状況 (届出内容別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設													
	溶鉱炉				溶解炉				乾燥炉				事業増数	焙焼炉				溶解炉						
	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)	11年度未施設数(a)	新設(b)		既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)			
北海道											3					5					5			
青森県											1					4				3	1			
岩手県																								
宮城県											1					2					2			
秋田県																1				1				
山形県											3					5					5			
福島県											4	1			1	29				4	25			
茨城県											9	2			2	32					32			
栃木県											12					65			1		66			
群馬県											3	1			1	4					4			
埼玉県											11					29			1		30			
千葉県											4					14					14			
東京都																								
神奈川県																								
新潟県											4					2			9		11			
富山県											17					47			1	1	47			
石川県											1					1					1			
福井県											4					14	1				15			
山梨県											1					4					4			
長野県											5	1			1	13	2	1	2	2	14			
岐阜県											3					5				1	4			
静岡県											21	3		1	4	26	3	61	10		80			
愛知県					1				1		41	3			3	96	7		2		101			
三重県											7	1			1	25			1		26			
滋賀県											3					10			3		13			
京都府																								
大阪府											7					11			11	3	19			
兵庫県											5	2				25					25			
奈良県																								
和歌山県																								
鳥取県																								
島根県																								
岡山県	1				1					1	1		1	1	1	6			8		14			
広島県											1					3					3			
山口県											4					15			2		17			
徳島県																								
香川県											1					1					1			
愛媛県																								
高知県																								
福岡県	1				1					1					9	1	10	1			19			
佐賀県											2					3		1			2			
長崎県											1							1			1			
熊本県											8					10			2		12			
大分県																								
宮崎県											1								1		1			
鹿児島県											1					1					1			
沖縄県																								
札幌市																								
旭川市																								
仙台市																								
秋田市											1					1					1			
郡山市																								
いわき市						2				2								1			1			
宇都宮市											1													
千葉市																								
横浜市											1					2					2			
川崎市											1					4					4			
新潟市																								
富山市											1					1					1			
金沢市																								
長野市																								
岐阜市																								
静岡市																								
浜松市											1					2					2			
名古屋市											4					11	1	6			18			
豊橋市											2					6				1	5			
豊田市											6					27	3	2	2		30			
京都市											1					8					8			
大阪市											1								2		2			
堺市											2					4				1	3			
神戸市																								
姫路市																								
和歌山市																								
岡山市																								
広島市											1					1					1			
福山市																								
高松市											1					1					1			
松山市											1					2					2			
高知市																								
北九州市											4					2			2		4			
福岡市																								
長崎市																								
熊本市																								
大分市																			2		2			
宮崎市																								
鹿児島市											1					2					2			
合計	2				2	3				3	2	1		1	2	227	15	1	16	588	19	130	33	704

1 事業増数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の順に計上した。
 2 「廃止等」は、構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。

表 - 8(2) 水質基準対象施設の届出状況(届出内容別・法 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却施設に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの				廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設				下水道終末処理施設				水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				
	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)	事業場数	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)	事業場数	11年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止等(d)	12年度未施設数(a+b+c-d)
北海道	(21	(1			(22						5	3	2				5
青森県	(28	(1	(3	(3	(29												
岩手県	(1				(1						1	1					1
宮城県											1		1				1
秋田県	(3		(1		(4												
山形県	(10				(10						1	2		1			1
福島県	(27		(1		(28												
茨城県	(14		(1		(15						4	4					4
栃木県	(5		(2		(7						2	1	1				2
群馬県	(9			(1	(8						5	7					7
埼玉県	(82	(2	(2	(7	(79						11	10	1				11
千葉県	(50			(6	(44						3	3					3
東京都	(60	(1		(2	(59						22	22					22
神奈川県	(35				(35	1	1				13	14					14
新潟県	(21	(3	(2	(1	(25			1			1	1					1
富山県	(5	(2			(7						3	3					3
石川県	(10				(10												
福井県	(8		(3		(11						1	1					1
山梨県	(5	(1			(6						1	1					1
長野県	(9	(3	(16	(2	(26						2	2					2
岐阜県											3	3					3
静岡県	(2	(3	(10		(15						3	1	2				3
愛知県	(25	(2	(1	(1	(27						8	8					8
三重県	(1				(1						2	2					2
滋賀県	(4		(2	(3	(3						2	2					2
京都府	(3		(4		(7						2	2					2
大阪府	(12		(6		(18						19	19					19
兵庫県	(36	(1	(1		(38						10	10					10
奈良県	(5		(1		(6						1	1					1
和歌山県	(9		(5		(14												
鳥取県	(9		(4	(1	(12						3	3					3
島根県	(7		(1	(3	(5						2	1	1				2
岡山県	(15	(1			(16						3	2	1				3
広島県	(2		(10		(12						1	3					3
山口県	(2				(2						3	4					4
徳島県	(4		(1		(5												
香川県	(16				(16												
愛媛県	(2				(2												
高知県				(1	(1												
福岡県	(23	(2	(2	(4	(23						1	1					1
佐賀県	(4	(1	(1		(6												
長崎県						1		1			1	2	1	1			2
熊本県	(3		(3		(6												
大分県																	
宮崎県											1	1					1
鹿児島県	(1	(2	(9		(12												
沖縄県	(11		(2		(13												
札幌市											6	5	1				6
旭川市											1	1					1
仙台市	(4			(1	(3						2	2					2
秋田市											2	2					2
郡山市	(2				(2												
いわき市											1	1					1
宇都宮市	(4			(1	(3												
千葉市	(17				(17	1		1			1	2	4				4
横浜市	(28	(2	(2	(3	(29	1		1			1	7	24				24
川崎市	(5				(5						2	1	1				2
新潟市	(1				(1						1	1					1
富山市	(3			(1	(2						1	1					1
金沢市	(1				(1						2	2					2
長野市	(1				(1						3	3					3
岐阜市											2	2					2
静岡市	(2				(2						1	2					2
浜松市	(1				(1						2	2					2
名古屋市	(5	(2			(7						8	8					8
豊橋市	(5		(3	(1	(7						1	1					1
豊田市	(2		(2		(4												
京都市	(7		(1		(8						3	3					3
大阪市	(14				(14						9	12		3			9
堺市	(6				(6						2	2					2
神戸市	(9			(2	(7						5	5					5
姫路市	(4		(4	(1	(7						2	1	1				2
和歌山市											2	2					2
岡山市	(5				(5						1	1					1
広島市	(5	(1	(4		(10						4	5					5
福山市											1	1					1
高松市											2	2					2
松山市																	
高知市	(1		(2		(3						1	1					1
北九州市	(4	(1	(1		(6						3	4					4
福岡市	(4		(1		(5						3	2	1				3
長崎市	(2				(2												
熊本市	(2				(2						1	2					2
大分市	(0				(0												
宮崎市											1	1					1
鹿児島市	(2				(2						1	1					1
合計	(745	(32	(115	(44	(848	4	2	3			5	227	246	3	11	4	256

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等は含まない。
- 2 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「廃止等」は、構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数と、廃止届出がなされた施設数との合計である。

表 - 1 報告及び立入検査件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴收件数	2,356 (0)	194 (1)
法第34条第1項に基づく立入検査件数	18,894 (0)	2,253 (0)

注) 環境大臣による報告徴収及びその職員による立入検査の件数を括弧内に外数で記載。

表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	1 注1)	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	1 注1)	0
口頭指導件数 注2)	9,076	747
文書指導件数 注2)	6,522	140
罰則適用件数	0	0

注1) 山口県

注2) 法に基づく計画変更命令並びに計画廃止命令（法15条）及び改善命令並びに一時停止命令（法第22条第1項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1）注2）}

（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

	大気関係	水質関係
基準超過件数	27	1
口頭指導件数	12	0
文書指導件数	16	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	1 ^{注3）}	0 ^{注4）}
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	1 ^{注3）}	0
その他	1	0

注1）都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定における排出基準超過に対する措置状況をまとめた。

注2）基準超過1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）山口県

注4）平成13年度に改善命令を発令している。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）

（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

大気基準適用施設		報告件数	内、ばいじん等未測定件数	ばいじん等のみ報告件数	注1) 未報告件数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		26	-	-	0
製鋼用電気炉		99	-	-	8
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		15	-	-	1
アルミニウム合金製造施設 （焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		581	-	-	142
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	856	80	0	125
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	1,407	192	1	182
	2 t/h 未満 ^{注2)}	10,653	1,620	18	5,521
	小計	12,916	1,892	19	5,828
合計		13,637	1,892	19	5,979

注1) 「未報告」とは、平成12年1月15日から平成13年3月31日までの間で報告期限が到来したもののうち報告がないものであって、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注2) 焼却能力50 kg/h 以上又は火床面積0.5 m²以上

表 - 2 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）^{注1)}

（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 ^{注2)}	未報告事業場数 ^{注2)3)}
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	32	2
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	22	1
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	543	104
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	1
下水道終末処理施設 （水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	212	9
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	3
合計	840	120

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられている。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 「未報告」とは、平成12年1月15日から平成13年3月31日までの間で報告期限が到来したもののうち報告がないものであって、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩ハルブ(ク ラフトハルブ)又 は亜硫酸ハルブ (サルファイトハ ルブ)の製造の用 に供する塩素又は 漂白剤による 漂白施設	未報告事 業場数	塩化ビニルモノ マーの製造の用に 供する二塩化エチ レン洗浄施設	未報告事 業場数	アルミニウム又は その合金の製造の 用に供する焙焼 炉、溶解炉又は乾 燥炉から発生する ガスを処理する施 設のうち、廃ガス 洗浄施設及び湿式 集じん施設	未報告事 業場数	廃棄物焼却炉に係 る廃ガス洗浄施 設、湿式集じん施 設及び灰の貯留施 設であって、汚水 又は廃液を排出す るもの	未報告事 業場数	廃PCB等又はP CB処理物の分解 施設及びPCB汚 染物又はPCB処 理物の洗浄施設又 は分離施設	未報告事 業場数	下水道終末処理施 設	未報告事 業場数	水質基準対象施設 を設置する工場又 は事業場から排出 される水の処理施 設	未報告事 業場数
北海道		6					12	3				5		
青森県		1					9	1						
岩手県		1					4	1				1		
宮城県		2					8	1				1		
秋田県							2	1						
山形県							8							1
福島県							13	2						
茨城県	1				1		7	5				4		1
栃木県					2		7	2				1		
群馬県							6	13				3	2	
埼玉県							20	6				11		1
千葉県							18	3				3		5
東京都							3					20		
神奈川県							22	3			1	13		
新潟県							7	4					1	2
富山県	1				6		9	2				2		2
石川県							5	2						
福井県							11	6				1		
山梨県							5	2				1		
長野県	1						1					2		
岐阜県	1						20	2				3		
静岡県	5				6		45	3				2	1	
愛知県	1						29					8		1
三重県	1		1		1	1	9	6					2	2
滋賀県					1		8	2				1		
京都府							6					2		
大阪府							27	4				19		
兵庫県	1		1		1		14					10		
奈良県							3	1					1	
和歌山県							2							
鳥取県							5					3		
島根県	1						1	1				1	1	1
岡山県			1				9					3		
広島県	2	1					6					1		
山口県	1		2		1		19	2				3		
徳島県	1						8	4						
香川県							4							
愛媛県	1				1		7	1						1
高知県								2						
福岡県							6					1		
佐賀県							5							
長崎県							1					2		
熊本県		1					2	1						
大分県														
宮崎県	1						5					1		
鹿児島県							2							
沖縄県							1	1						
札幌市												5		
旭川市	1											1		
仙台市							3					2		
秋田市	1						3					2		
郡山市							4							1
いわき市							5							1
宇都宮市							1							1
千葉市							5					2		1
横浜市					1		16	1				7		1
川崎市			1				16					2		
新潟市	1						4					1		
富山市							5					1		
金沢市												2		
長野市							1					2		
岐阜市							1					2		
静岡市							6	6				1		
浜松市							3					2		
名古屋市					1		4					8		
豊橋市							2					1		1
豊田市							4	2						
京都市								2				3		
大阪市							1					12		
神戸市							3					5		1
堺市							3					2		
姫路市							3					2		1
和歌山市							3	1				2		1
岡山市							6					1		
広島市							2					4		
福山市							2					1		
高松市							1					2		
松山市							3							
高知市												1		1
北九州市							3					3		
福岡市												3		
長崎市							3	1						
熊本市							1	2					1	
大分市							5	2						
宮崎市												1		
鹿児島市												1		
合計		32	2	6	0	22	1	543	104	0	1	212	9	25

1 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
2 「未報告」とは、平成12年1月15日から平成13年3月31日までの間で報告期限が到来したもののうち報告がないものであって、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 5 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（全国）
（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	5,209	285
文書指導件数	7,580	153
法第34条第1項に基づく報告徴收件数	829	62
他法に基づく報告徴收件数	37	-
その他	11	2

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 6 自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（全国）
（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

	大気関係	水質関係
基準超過件数	15	0
口頭指導件数	9	0
文書指導件数	7	0
その他	1	0

注) 基準超過1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）
（平成12年1月15日～平成13年3月31日）

法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成13年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく条例の制定状況 （上乗せ排出基準関係）	なし	なし	
自治体独自条例の制定状況	5自治体 埼玉県、東京都 三重県、川崎市 高知市	4自治体 東京都、三重県 川崎市、高知市	3自治体 三重県、川崎市 高知市

注)「自治体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。